

# 訪問看護ステーション利用契約書

\_\_\_\_\_ 殿(以下「利用者」といいます。)と雄飛会(以下「事業者」といいます。)は事業者がその内容を了承した上で、次のとおり契約します。

## 第 1 条(契約の目的)

事業者は、介護保険・医療保険等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対して可能な限り居宅においてその有する能力や状態に応じて、安定した療養生活が送れるよう、かかりつけの医師の指示により訪問看護給付を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する利用料を支払うことを契約の目的とします。

## 第 2 条(契約期間)

令和 年 月 日より契約します。なお、利用者あるいは事業者から契約終了の申し出がない場合この契約は継続します。但し、第 8 条 3 に該当する場合は契約終了とします。

## 第 3 条(訪問看護計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望をふまえて、主治医の指示書及び「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成します。事業所はこの「訪問看護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

## 第 4 条(訪問看護の基本内容)

- 事業者は訪問看護計画に沿って、次のとおりサービスを提供します。  
①病状・障害の観察 ②清拭・洗髪等による清潔保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話  
④床ずれ予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症患者の看護  
⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨その他医師の指示による医療処置
- 事業者は、利用者から訪問看護サービス内容の変更の申し出があった場合は、主治医と相談の上、利用者の意向や心身の状況などのアセスメントを行い必要に応じた訪問看護を提供します。

## 第 5 条(サービス提供の記録)

- 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後保管します。
- 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。
- 利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録のコピーを受けとることができます。

## 第 6 条(訪問看護サービスの利用料)

1. 利用者は、健康保険法等の関係法令に定める利用料を支払います。
2. 事業者は、利用者から利用料の支払いを受けた場合は、その領収書を発行します。
3. 利用者は、当月料金の合計額を翌月末までに支払います。
4. 事業者は、利用者に利用料の変更がある場合は、事前に説明し同意を得ます。
5. 事業者は、健康保険法等の関係法令の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、利用者に対し予めその利用料について説明し同意を得ます。
6. 利用者は、利用料の変更に応じられない場合は、事業者に対し文書で通知し、この契約を解約することができます。

## 第 7 条（利用料金等の支払い方法）

毎月月末締めとし、当該月分の利用料金は翌月 15 日を目安に請求いたします。27 日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

## 第 8 条(利用料の滞納)

1. 利用者が正当な理由なく利用料を 3 ヶ月滞納した場合は、事業者は 1 カ月以内の期限を定めて督促し、なお支払わない時は、この契約を解除することができます。
2. 事業者は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

## 第 9 条(契約終了)

1. 利用者は、事業者に対し 5 日間以上の予告期間においてこの契約の解除ができます。
2. 事業者は、利用者が正当な理由なく又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態を悪化させた場合、又は常識を逸脱する行為をなし改善しようとしない理由で、契約の目的が達せられないと判断した時は 1 カ月以内の文書予告による予告期間をもって契約終了とします。
3. その他いずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。

### ○利用者が死亡、入院、入所又は転居した場合

ただし、最長 3 ヶ月を目安とする入院、入所、転居など、訪問看護サービスの中斷が一時的であるとの認識に対し、利用者、事業者、双方の意思が明らかな場合を除く。

### ○利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合

### ○事業者が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合

### ○事業者が守秘義務に反する行為、常識を逸脱する行為を行った場合

### ○その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

## 第 10 条(賠償責任)

事業所は訪問看護の提供に伴い、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者又は家族に対し速やかに損害賠償いたします。

## 第 11 条(秘密保持)

事業所およびその従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。離職後においても同様です。この秘密保持は契約終了後も同様です。

## 第 12 条(苦情対応)

1. 事業者は、利用者又は家族からの苦情の申し出があった場合は、速やかに対応します。
2. 事業者は、利用者又は家族が苦情申立機関に申立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。

## 第 13 条(代理人)

利用者は、自らの判断によるこの契約に定める権利の行使及び義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

## 第 14 条(連携)

1. 事業者は、訪問看護等サービスの提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスをと提供する者との連携を密に行います。
2. 事業者は、当該契約の変更又は終了に際し速やかに利用者担当の介護支援専門員等にも連絡します。

## 第 15 条(契約外条項)

1. 利用者及び事業所は信義誠実をもってこの契約を履行します。
2. 本契約に規定のない事項については、健康保険法等関係法の規定を尊重し、利用者及び事業所の協議に基づき定めます。

# 訪問看護重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して訪問看護サービスを提供させていただくに際し、厚生省令第37号第8条に基づいて、契約を締結する前に、知っておいていただきたい当事業所の内容をご説明させていただきます

## 事業者の概要

- ◇事業者：医療法人社団雄飛会
- ◇所在地：千葉県柏市豊四季台1-3-1
- ◇法人種別：医療法人社団
- ◇代表者名：理事長 桑野雄介
- ◇連絡先：電話番号 04-7189-7715 FAX番号 04-7189-7716

## 2. 事業所の概要

- ◇事業所：あさがお訪問看護ステーション
- ◇事業所番号：1262190379
- ◇管理者：津和崎 亜沙美
- ◇所在地：千葉県柏市高田825-8
- ◇連絡先：電話番号 04-7186-7010 FAX番号：04-7186-7011
- ◇サービス提供地域：柏市・流山市・松戸市・我孫子市

## 3. 事業の目的と運営方針

### 事業の目的

主治医が訪問看護サービスの必要を認めた利用者に対し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を目的とします。

### 運営方針

- (1) 訪問看護ステーション（以下「事業所」といいます）看護職員等は、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮してその療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。
- (2) 事業にあたっては、主治医および利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括センター、保険医療サービスを提供する者等と連携し、利用者の療養上の目標を設定し計画的に行います。
- (3) 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

#### **4. 事業所の職員体制**

- ◇管理者（看護師） 1名 ◇看護師・保健師 11名
- ◇理学療法士 1名 ◇作業療法士 2名

#### **5. 営業日・営業時間**

月曜日～日曜日（ただし、12月30日～1月3日までを除く）  
午前7時00分～午後9時00分まで（ただし、24時間対応可能な体制とする）

#### **6. 営業地域**

柏市・流山市・我孫子市・松戸市

#### **7. サービス内容**

訪問看護計画書作成の下、利用者的心身機能維持回復を図り安心して在宅療養を継続できるよう、下記に示すような看護ケアを実施します。

※ただし、利用者の健康状態の変化等により、サービス内容の変更や中止の可能性があります。

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| ①病状・障害の観察       | ⑥ターミナルケア         |
| ②清拭・洗髪等による清潔の保持 | ⑦認知症患者の看護        |
| ③食事及び排泄等日常生活の世話 | ⑧療養生活や介護方法の指導    |
| ④床ずれの予防・処置      | ⑨その他医師の指示による医療処置 |
| ⑤リハビリテーション      |                  |

（訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがあります。その場合、定期的に看護師が健康管理のために訪問いたします。）

#### **8. 利用料・キャンセル料・自費扱いについて**

別紙『料金表』『訪問看護自費料金表』に示す通りです。

#### **9. 利用料金等の支払い方法**

毎月月末締めとし、当該月分の利用料金は翌月15日を目安に請求いたします。27日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

#### **10. 虐待防止の為の措置**

(1)事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針整備、研修の実施
- ②ご利用者及びそのご家族からの苦情処理体制の整備
- ③成年後見制度の利用支援
- ④虐待の発生又はその再発の防止を適切に実施するために、担当者を選定
- ⑤その他虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置

(2)事業者は、ご利用者の尊重する視点に立ったサービス提供に努め、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ市区町村へ報告するものとします。

#### 11.業務継続計画(BCP)について

事業所は感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする

(1)事業者は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(2)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

#### 12.ハラスメントの防止等について

事業所は適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から職場におけるハラスメント及びカスタマーハラスメントの防止のため次の措置を講じるものとします。

(1)ハラスメント防止のため、従業者に対する新規採用時及び年1回以上の定期的な研修を実施するとともに、周知と啓発をします。

(2)ハラスメント防止のための指針の整備、相談体制の整備をします。

(3)被害者への配慮のための取り組みをします。

#### 13.秘密の保持

『あさがお訪問看護ステーション 個人情報保護に関する方針』『個人情報保護法に基づく個人情報同意書』に基づき、個人情報を適正に取り扱います。

#### 14.苦情申し立て窓口

1) あさがお訪問看護ステーション 管理者：津和崎 亜沙美	04-7186-7010
2) □柏市 高齢者支援課	04-7167-1111
□柏市 障害福祉課	04-7167-1136
□流山市 介護支援課	04-7150-6531
□流山市 障害者支援課	04-7150-6081
□我孫子市 健康福祉部高齢者支援課	04-7185-1112
□我孫子市 健康福祉部障害福祉支援課	04-7185-1111
□松戸市 社会福祉担当部 介護支援課	047-366-1111
□松戸市 福祉長寿部 障害福祉課	047-366-7348
□千葉県 国民健康保険団体連合会 介護保険課	043-254-7426

#### 14.緊急時等の対応の方法

状況に応じ、家族や緊急連絡先に連絡するとともに、主治医と連携し必要な措置の実施を検討します。※ただし、主治医と連絡が取れない場合には救急搬送等を考慮します。

# **あさがお訪問看護ステーション個人情報保護に関する方針**

あさがお訪問看護ステーションは、個人情報に関する法律を遵守して個人の権利・利益を保護するために、以下のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

## **① 個人情報の適正な取得、取り扱いに努めます。**

個人情報取得は訪問看護業務に必要な範囲内とし、適正かつ公平な手段で取得および利用します。

なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合はいつでも変更しますので意思表示をお願いします。

意思表示がない場合は同意が得られたものとします。

## **② 法令に定めのある場合、行政機関等の要求のある場合および本人（家族）の書面による同意を得ている場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。**

## **③ 個人情報の安全管理体制を整備します。**

万が一、漏えい・紛失・不正アクセス・破壊・改ざん等、問題発生時には速やかに対処します。

## **④ スタッフへの個人情報保護に関する教育を徹底します。また離職後も含めて守秘義務を順守します。**

## **⑤ 個人情報の取り扱いに関する問い合わせ、ご相談はステーション管理者が対応いたします。**

# 個人情報保護法に基づく個人情報同意書

あさがお訪問看護ステーション 管理者様

私（利用者および家族）の個人情報について

『あさがお訪問看護ステーション 個人情報保護に関する方針』の記載内容に基づき、以下の必要最小限の範囲で使用する事に同意します。

記

## 1. 個人情報の利用目的

（1）訪問看護サービスの申し込み時及びサービスの提供を通じて取得した個人情報が、記録類の作成、サービス提供及び状態説明に必要な場合。

（2）サービスの提供に関することで、第三者への個人情報の提供を必要とする場合。

第三者：主治医、主治医の所属する医療機関、連携する医療機関、連携する介護支援専門員および居宅介護支援事業所、その他連携する居宅サービス事業所 等

（3）サービスの提供に関する以外で、以下の通り必要がある場合

- ① 医療保険・介護保険の請求事務、保険者への相談・届出、保険者からの照会に対する回答、損害賠償保険等に係る保険会社等への相談・届出等に関して、個人情報の提供を必要とする場合。
- ② 学生等の実習・研修協力（事前に私に確認し、同意を得る）。
- ③ 学会や学会誌での発表（匿名化が困難な場合は私の同意を得る）。

## 2. 個人情報の保護

収集した個人情報は、保存方法、保存期間及び廃棄処分については、適用される法律のもとに処分すること。

以上

令和 年 月 日

サービス利用者

印

利用者家族

印

## 説明確認書

<input type="checkbox"/>	訪問看護サービス利用契約書
<input type="checkbox"/>	訪問看護重要事項説明書
<input type="checkbox"/>	個人情報保護について
<input type="checkbox"/>	利用料金について（医療・介護・精神）
<input type="checkbox"/>	自費・その他の料金
<input type="checkbox"/>	訪問看護情報提供療養費（該当する方のみ）
<input type="checkbox"/>	緊急時の24時間の対応を <input type="checkbox"/> 希望します <input type="checkbox"/> 希望しません。
<input type="checkbox"/>	支払い方法 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 振込み

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

### 事業者

名称： 医療法人社団雄飛会 あさがお訪問看護ステーション

所在地： 千葉県柏市高田 825-8

管理者： 津和崎 亜沙美 

説明者： 

電話番号： 04-7186-7010

私は、訪問看護利用にあたり、契約書および本書面に沿った重要な事項の説明を受け、本契約の締結をします。

### 利 用 者

氏名：\_\_\_\_\_ 印

住所：〒\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_ 携帯電話：\_\_\_\_\_

### 代 理 人

氏名：\_\_\_\_\_ 印 続柄（ ）

住所：〒\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_ 携帯電話：\_\_\_\_\_

### 緊 急 連 絡 先

氏名：\_\_\_\_\_ 続柄（ ）

住所：〒\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_ 携帯電話：\_\_\_\_\_

お支払いが御本人以外の場合、下記のご記入をお願い致します。

請求書送付先：〒\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

# 契約書

## 重要事項説明書

あさがお訪問看護ステーション

TEL : 04-7186-7010